

# 商工こすど かわら版

第180号  
小須戸  
商工会



## 平成二十七年事業計画等を決定 第五十五回通常総会が 開催されました

去る五月十五日(金)午後二時から、小須戸商工会館において、熊倉淳一秋葉区長をはじめ大勢の来賓の臨席を賜わり、第五十五回小須戸商工会通常総会が開催されました。



総会では藤井昇氏が議長に選出され、平成二十六年事業・決算報告、運営規約の一部改正並びに平成二十七年事業計画・収支予算等の議案審議が行われ、いずれも原案通り可決、承認されました。

平成二十七年の重点目標は次のとおりです。

### ☆平成二十七年 重点目標

- 一 組織率向上対策事業の推進
- 二 財政基盤の充実強化
- 三 経営改善普及事業の積極的推進
- 四 商業活性化事業の推進
- 五 消費税対策事業の実施
- 六 広域連携事業の推進
- 七 行政及び関係団体との連携協調

「商工会地域貢献アピールプラン」とは、商工会が地域振興にどのように関わり、どのような活動を行ってゆくかに関する行動計画を策定し、商工業者はもちろん、住民、行政等の方々に広く周知し、地域の課題解決に取り組むものです。本年度は、次に掲げるプランを策定し、総会において承認されました。

- ① 地域環境の保全と美化運動の推進
- ② 行政並びに関係団体との連携強化を密にし、地域経済発展の為に事業を推進
- ③ 商店街の再生と来街者が豊かに過ごせるまちづくりを支援
- ④ 地域資源を活用し、集客・交流人口の拡大を図る

この四つのプランを重点事業として積極的に取り組んでまいります。

また、今年任期満了に伴う役員改選期にあたり、本総会において次の方々が選任されました。(任期三年)

会長	木村 藤雄	再任
副会長	竹井 顕一郎	再任
理事	山口 能行	再任
〃	高野 浩和	再任
〃	八木 達雄	新任
〃	古川 満	再任
〃	加藤 勝彦	新任
〃	砂井 時雄	再任
〃	藤井 昇	再任
〃	小林 市蔵	再任
〃	吉田 慎二	再任
〃	保科 唯雄	再任

## 商工会各部会共同事業 商工会共同広告の 募集について

本年度は、新しい役員体制のもと、上記、重点事業を中心に積極的に取り組んでまいります。会員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

監事	田中 正英	再任
〃	小見 健雄	再任
〃	高橋 綾子	再任
〃	原 武幸	新任
〃	(女性部長)	
〃	市川 一以	再任
〃	星田 浩意	再任
〃	高井 学	新任
〃	吉田 松夫	再任
〃	川瀬 雅司	再任
〃	木村 一夫	再任
〃	鈴木 一雄	再任

昨年実施いたしました、小須戸商工会の各部会共同事業、共同広告を今年度も作成いたします。

【発行月】(予定)

七月上旬、十二月上旬

【申込方法・期限】

今月のかかわら版に申込書を同封いたしますので、ご記入の上、六月十五日(月)までに商工会へお申し込みください。

《裏面に続く》

掲載にあたりましてはその都度申し込みが必要ですが、

**小規模事業者向け  
マル経融資のご案内**

日本政策金融公庫の経営改善貸付（マル経）の金利が下がりましたのでご案内いたします。

**【ご利用いただける方】**

常時使用する従業員が二十人以下（商業・サービス業の場合五人以下）であること

**【融資限度額】**

二十万円以内

**【返済期間】**

運転資金 七年以内  
設備資金 十年以内

**【利率】**（平成二十七年六月一日現在）

年一・二五%

**【その他】**

詳しくは商工会までお問い合わせください。

**地域商店魅力アップ応援事業の  
1)案内**

新潟市では地域商業全体の活性化を図ることを目的として、集客向上や売上増加のために地域の商店が実施する魅力づくりを支援します。

**【対象者】**

1. 市内で小売業、飲食業、生活関連サービス業のいずれかを営んでいるもの

2. 申請日以前に一年以上継続して同一店舗にて同一事業を営んでいる者

3. 店舗にて常時使用する従業員数が五名以下の店舗または売上面積250㎡以下の店舗

4. 初めて当補助金を活用する店舗であること

5. 国、県、その他の地方公共団体等の制度による同一目的の支援を受けていない者

6. 市税を完納している者

7. 建築基準法、食品衛生法、その他関係法令に違反していない店舗であること

※七項目全てを満たす必要があります。

**【対象事業】**

店舗の魅力向上を図るために必要な**改装工事や備品購入**

1. 店舗の新築、移転に伴う工事、備品購入ではないこと

2. 補助対象経費の総額が十五万円以上であること

3. 補助対象経費となる取得価格が、一点あたり三万円以上の備品の購入であること

4. 改装工事の発注先、備品の購入先が市内業者であること

※四項目全てを満たす必要があります。

**【補助金額】**

補助対象経費の三分の一

（上限百万円）

**【募集期間】**

平成二十七年六月十日（水）から

平成二十七年七月十日（金）まで

※先着順に受付し、申請総額が予算額に達し次第、早期終了する場合があります。

事業実施期間は平成二十七年度から平成二十九年度（予定）です。三年間の内、利用できるのは一度となります。

**【その他】**

要件や手続きの詳細については、新潟市ホームページにてご確認ください。お問い合わせ・書類提出は店舗が所在する区の区役所です。

秋葉区に店舗がある方は

秋葉区産業振興課商工観光係

0250-25-5689まで

**社会保障・税番号制度  
（マイナンバー）制度について**

平成二十七年十月から通知、平成二十八年一月から利用開始される社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）につきまして、会員の皆様にも影響があると思われる部分について簡単に説明いたします。なお、内容について

は現時点でのものとなります。変更点等についてはその都度ご案内いたします。

**【概要】**

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、住民票のある個人・法人に番号を指定するものです。

**【利用開始月】**

平成二十八年一月より利用が開始されます。番号の通知は平成二十七年十月から開始されます。

**【導入による事務手続きについて】**

民間事業者は税と社会保障の手続きでマイナンバーを使用しますので番号の取得、保管が必要となります。

税の分野では、申告書、法定調書などに対する記載が求められます。事業主は従業員（パート、アルバイトを含む）の番号、従業員の方は扶養家族の番号が必要となります。

社会保障の分野では健康保険・厚生年金・雇用保険の手続きの際に番号が必要となります。

**【その他】**

詳しい内容については、内閣官房「社会保障・税番号制度ホームページ（「マイナンバー」で検索）をご覧ください。か、マイナンバーコールセンター  
0570-20-0178まで